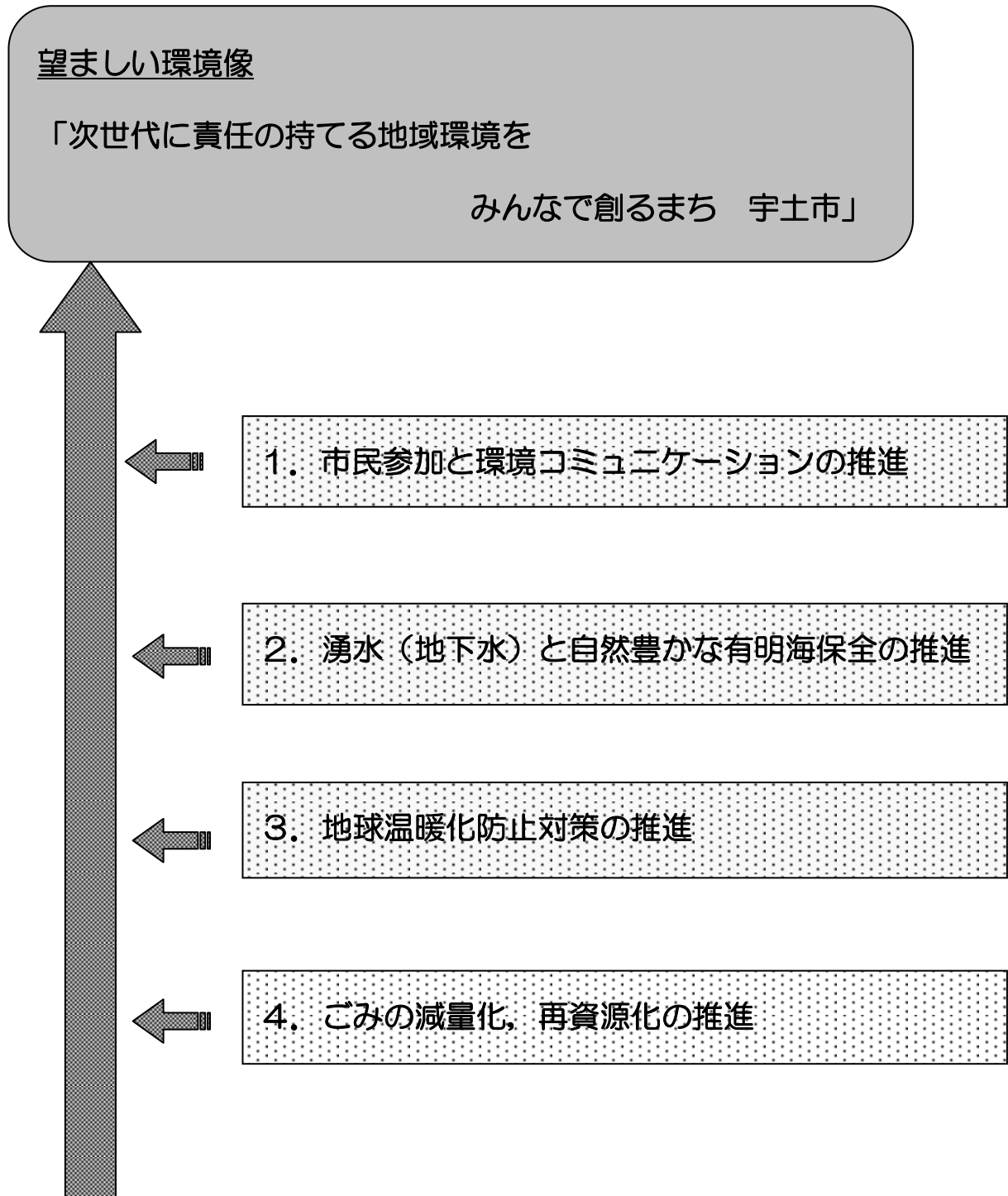


## 第5章 重点的な取組み

第2次宇土市環境基本計画で掲げている11の基本方針から、宇土市がおかれている環境の現状と課題を踏まえ、緊急に対策を講じるべき事項や、取組みの効果が現れるまでには長期間が必要であり、国や県の指針に基づき計画的かつ重点的に取り組んでいく必要がある4つのテーマに関する施策を示します。



## 1. 市民参加と環境コミュニケーションの推進

平成23年には「環境保全活動・環境教育推進法」が「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に改められ、環境問題の解決に向け、環境学習が重視されてきています。環境問題を自分たちの問題としてとらえ、地域全体でより良い環境・地域を作り上げるといった意識を高めていく必要があります。

また、市、市民、事業者及び民間団体の各主体が適正な役割分担のもとで、自発的な環境保全活動を進めていくことが重要です。このためには、各主体の積極的な環境保全活動への参加と、各主体間のコミュニケーションを確保することが必要です。そして、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、環境の現状を理解して、日常生活における行動へと結びつけていくことが望まれます。

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇有明海クリーンアップ作戦やくまもとみんなの川と海づくりデー*では、公園、道路、河川及び海岸等の大掃除が行われている。</li> <li>◇多くの市民団体等が、一般市民の参加のもとで、環境保全のための取組みを行っている。</li> <li>◇地区毎に、清掃活動や草刈り、花いっぱい運動を行っている。</li> <li>◇生涯講座や公民館・婦人学級において、環境学習が進められている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市民一人ひとりの環境に対する意識の向上</li> <li>◇環境保全活動における地域間及び主体間の連携強化</li> <li>◇家庭、地域社会、職場等における市民みんなが参加する環境保全活動の推進</li> <li>◇環境学習の場の提供と充実</li> <li>◇小中学校を体系立てた環境教育の体制づくり</li> <li>◇自然・文化等の体験的活動やボランティア等の地域社会活動の推進</li> <li>◇地域社会との連携による環境教育の推進</li> </ul>
個別施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市自らが、率先して環境保全活動を行うことにより、市民及び事業者への環境保全活動の普及と啓発を図る。</li> <li>◇環境保全活動の中心となって行動できる人材の育成を推進する。</li> <li>◇主体間及び地域間の連携強化を図る。</li> <li>◇環境情報の流通体制の構築を図り、環境情報の共有化を推進する。</li> <li>◇婦人会や各地区において、環境学習の場の提供と充実を図る。</li> <li>◇学校や地域社会等様々な場所において、自然・文化等の体験的活動を推進する。</li> <li>◇学校における環境教育・環境学習を推進する。</li> <li>◇小中学校間の連携を図り、体系立った環境教育の構築を図る。</li> <li>◇エコポスターコンクールを実施することで、環境問題に関して意識高揚を図る。</li> <li>◇環境に関する市民の生活の指針を示すため、エコライフ計画を配布する。</li> </ul>

## 2. 湧水（地下水）と自然豊かな有明海保全の推進

宇土市は、豊かな湧水に恵まれるとともに、湧水の源である地下水を、上水や農業用水及び工業用水として利用してきました。また、豊かな湧水は、快適な水辺環境を形成し、市民が自然と触れ合う場所を快適なものにしています。

しかし、近年は地下水の水源かん養機能の低下や、地下水使用量の増加により、湧水量の減少や、湧水・地下水の水質汚濁が顕在化しています。

湧水・地下水を良好な状態に保全していくことは、本市の将来における環境を豊かにするための重要な要素となります。

有明海は、地域特有の豊富な生物相と、大きな潮位変動による広大な干潟を有し、私たちに豊かな自然と生物多様性をもたらしています。しかし、近年は、広範囲に渡る有明海の改変や、水質汚濁、のりやアサリ等の漁獲量の減少等が生じており、有明海沿岸域全体の問題となっています。

宇土市は 10km 以上にも及ぶ長い海岸線と広大な干潟や風光明媚な御輿来海岸を有するとともに、広大な漁場を有し、有明海の豊かな自然の恩恵を受けています。その反面、市内を流れる河川はほとんど全てが有明海に流れ込むことから、生活排水等の汚濁物質や河川に捨てられるごみ等は全て有明海に流れ込むこととなります。

このように様々な形で関わりの深い有明海を、良好な環境の状態将来の世代に継承していくことが、本市の将来における環境を豊かにするための重要な要素となります。

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇平成24年4月に「公益財団法人くまもと地下水財団」が設立された。</li> <li>◇平成24年10月には、熊本県地下水保全条例が改正され、その中で特に地下水位が低下している地域及びこの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域を重点地域として指定し、本市も重点地域の1つとなっている。</li> <li>◇重点地域では、地下水採取の際の許可、届出要件について、県内の他地域よりも厳格な基準が置かれている。</li> <li>◇有明海の水質について、熊本県の水質調査報告書（公共用水域及び地下水）によると、平成24年度時点では有機汚濁の指標となるCODは、緑川河口部の2地点とも環境基準を達成している。また、宇土市の市街地からの排水等が流れ込む浜戸川でも、有機汚濁の指標となるBODは環境基準を達成している。</li> <li>◇生活排水対策は、公共下水道及び合併処理浄化槽整備等により進められており、汚水処理人口普及率は83.6%となっている。</li> <li>◇有明海には、地域特有の種をはじめ、数多くの生き物が生息している。</li> <li>◇本市が面する広大な干潟は砂干潟であるが、近年は泥の堆積が目立ってきている。また、泥の堆積による底生生物への影響が危惧される。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地下水質の保全</li> <li>◇地下水採取に係る届出、許可申請の徹底</li> <li>◇地下水を守るための市民意識の高揚</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇有明海及び河川の総合的な水質の現状把握と保全対策の推進</li> <li>◇干潟等の適切な保全と活用</li> <li>◇有明海の自然環境を守るための市民意識の高揚</li> </ul>
個別施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業所における有害物質の使用に対する監督・指導の強化を図る。</li> <li>◇湧水量や湧水・地下水質の調査体制の整備・充実を図る。</li> <li>◇雨水を有効に利用するため、雨水浸透ますや雨水タンクの設置補助を活用し、地下水保全対策の推進を図る。</li> <li>◇周辺の関連自治体と連携して、地下水保全のための取組みを推進する。</li> <li>◇轟水源及びその水源かん養域に関する情報の提供や住民参加による水源かん養林の造成事業により、轟水源をはじめとした湧水（地下水）に関する市民及び事業者の意識の啓発を図る。</li> <li>◇節水等の地下水保全の具体的な方法や水資源の大切さについて、市民及び事業者の意識の啓発を図る。</li> <li>◇油流出事故等に対する関係機関の連携の強化を図る。</li> <li>◇市域西部等の河川や海域も網羅した水質の調査・監視体制の整備・充実を図る。</li> <li>◇生活排水対策として、地域の実情に合わせた公共下水道、合併処理浄化槽の整備を推進する。</li> <li>◇環境保全協定の充実及び監視、指導の強化を図る。</li> <li>◇農薬の適正使用を推進する。</li> <li>◇緑川流域の関係自治体と連携して、上流域における水源かん養域の保全を図る。</li> <li>◇干潟等に堆積した泥土の浚渫及び耕耘を推進し、国に緑川上流ダムの有効利用（泥土・土砂の堆積・流出を考慮した計画的な水の放流等）の提言を図る。</li> <li>◇資源循環型漁業*を推進し、有明海の生き物の保全を図る。</li> <li>◇干潟の生き物に配慮し、各種法令に基づいた干潟の適切な保全・活用を図る。</li> <li>◇海岸や干潟、河川への不法投棄・ごみのポイ捨ての防止を図る。</li> <li>◇生活排水処理に対する意識の啓発を図る。</li> <li>◇市民参加による干潟の清掃活動、生き物調査を通じて、有明海（干潟等）の保全に関する啓発を図る。</li> </ul>

### 3. 地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化は、気候変動や生物多様性にも関わる問題です。近年の集中豪雨の増加や異常気象との関連、今後は生態系や健康などの広い範囲への影響が予想されます。ひとりひとりが地球温暖化の防止に関心を持ち、積極的に役割を果たすことが必要です。

温室効果ガスを減らすには、再生可能エネルギーの導入促進や低公害車の普及、エコドライブの推進が必要不可欠であり、市民、事業者、市が一体となって取り組むべき課題となっています。

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇再生可能エネルギー導入促進のため、太陽光発電システムや太陽熱温水器設置費補助を行っている。</li> <li>◇宇土市レジ袋削減推進協議会を設立し、マイバック持参運動を実施</li> <li>◇宇土市地球温暖化防止実行計画の策定を行っている。</li> <li>◇電気自動車普及促進のため、充電スタンドを市役所本庁に設置</li> <li>◇電気自動車を市の公用車として配置した。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇再生可能エネルギーのさらなる推進</li> <li>◇ごみのさらなる排出抑制の啓発</li> </ul>
個別施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇家庭用燃料電池等の設置費補助を検討する。</li> <li>◇レジ袋削減に協賛してもらうよう、市内事業所に働きかけを行う。</li> <li>◇電気自動車の普及促進に努める。</li> <li>◇県が実施する、ライトダウン活動に協力する。</li> <li>◇宇土市レジ袋削減推進協議会の活動を推進する。</li> <li>◇市においてノーカーデーの実施を周知・啓発し、市内事業所にもノーカーデーの取組推進啓発を行う。</li> <li>◇夏場の節電を促すため、グリーンカーテンの推進を行う。</li> <li>◇国、県等の補助金を活用し、市の公共施設に太陽光発電パネル等の設置を検討する。</li> </ul>



～アクリルたわし教室（産業祭）～

## 4. ごみの減量化、再資源化の推進

宇土市では、資源ごみの品目の増加や資源ごみ回収時の指導、生ごみたい肥化等の施策を重ね、リサイクル率が平成24年度には21.8%となっています。

平成24年1月から本市においても廃プラスチックの収集をはじめ、平成25年4月には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」が施行され、今後はさらなるごみの分別、減量化が求められます。また、宇土市の一人当たりのごみ排出量は、全国平均や県平均と比べても少ない量となっています。この状態を維持、継続していくには、市民及び事業者ひとりひとりの自覚のもとで、ごみの減量化と適正処理を着実に進めることが重要です。

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇市全体のごみの量は年々減少傾向である。</li> <li>◇市民一人あたりのごみ排出量は減少傾向にある。</li> <li>◇平成24年1月から廃プラスチックの収集を開始し、平成24年4月からインクカートリッジ、廃食用油の拠点回収を開始</li> <li>◇リサイクル率は、平成24年度には21.8%となっている。</li> <li>◇生ごみは平成20年度以降排出量が1,000tを超えており、たい肥化に取り組んでいる。</li> <li>◇宇城広域連合の不燃物処理施設が平成25年度に解体された。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ごみをできる限り出さない取組み（リデュース）が必要</li> <li>◇ごみの分別の徹底が必要</li> <li>◇リユース及びリサイクルの推進</li> <li>◇不法投棄とごみのポイ捨ての防止の強化</li> </ul>
個別施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ごみ排出量の抑制（物品の適量・適正購入、過剰包装や使い捨て容器の使用自粛、長期使用、買物袋持参運動）を推進する。</li> <li>◇生ごみや資源ごみの資源化（分別収集の充実と徹底、リサイクル活動）を推進する。</li> <li>◇資源ごみの分別を徹底するため、資源ごみの日に各地区の資源ごみ置き場へ指導巡回を行う。</li> <li>◇不法投棄防止対策の実施とともに、監視体制の強化を図る。</li> <li>◇市民及びごみの排出事業者・処理事業者に対する不法投棄についての意識の啓発を図る。</li> <li>◇更なるリサイクル推進のため、小型家電リサイクルの導入を検討する。</li> <li>◇廃プラスチックの分別の徹底を図る。</li> <li>◇下水汚泥の焼却を検討する。</li> <li>◇バイオマスの利活用について、先進地視察などを行い、近隣自治体と連携して協議する。</li> <li>◇放置自動車について、関係各課と協力のうえ、協議会を開催し随時対応していく。</li> </ul>